

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 対馬海区漁業調整委員会告示

・漁業法第86条第4項で準用する同法第89条第4項の規定に基づく意見の聴取

所管課（室）名  
対馬海区漁業調整委員会

### 対馬海区漁業調整委員会告示

#### 対馬海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法第86条第4項で準用する同法第89条第4項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和7年11月25日

対馬海区漁業調整委員会会長 植木 忠勝

1 予定されている不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

(1) 予定される処分の内容

令和5年9月1日付けで知事が免許した区画漁業権対区第1309号及び対区第1310号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付した条件を下記のとおり変更するもの。

(2) 根拠となる法令の条項

漁業法（昭和24年法律第267号）第86条

2 不利益処分の原因となる事実

当該漁業権者である美津島町漁業協同組合からの請願による。

3 開催日時

令和7年12月9日（火）14時35分から14時45分まで

4 開催場所

対馬振興局 別館4階 第1会議室

対馬市厳原町宮谷224番地

#### 記

#### 【免許の条件 新旧対照表】 第1種区画漁業権 対区第1309号

新	旧
1. 略	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。
2. 略	2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、25メートル×25メートルの方形生簀2台、25メートル×35メートルの方形生簀2台、35メートル×40メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が8,600平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 <u>16,800尾</u> を超える	3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 <u>9,800尾</u> を超える

てはならない。

4. 略

てはならない。

4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

## 【免許の条件 新旧対照表】 第1種区画漁業権 対区第1310号

新	旧
1. 略	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。
2. 略	2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀3台、直径30メートルの円形生簀4台、直径25メートルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀148台、直径15メートルの円形生簀7台、15メートル×15メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が55,473平方メートルを越えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 <u>20,570尾</u> を超えてはならない。	3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 <u>27,570尾</u> を超えてはならない。
4. 略	4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
5. 略	5. ハ、ニ、ホの点に夜間標識灯を設置しなければならない。

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話直通表  
(八八九二五四)  
一一一  
一一四

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社寺田クリント